

○熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則〔環境共生課〕

平成元年 5 月 3 0 日

規則第 4 7 号

改正 平成 4 年 4 月 3 0 日規則第 4 6 号

平成 8 年 4 月 1 日規則第 3 8 号

平成 1 0 年 4 月 1 日規則第 6 号

平成 1 1 年 6 月 2 5 日規則第 4 9 号

平成 1 4 年 9 月 2 6 日規則第 7 2 号

平成 1 5 年 3 月 2 8 日規則第 3 1 号

令和 3 年 3 月 1 8 日規則第 4 号

令和 4 年 9 月 3 0 日規則 4 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第 1 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境保護地区の規模)

第 2 条 条例第 3 条に規定する環境保護地区の規模は、植生、緑量、景観を勘案し、熊本市環境審議会の意見を聴いて市長が定める。

(平 1 1 規則 4 9 ・ 一部改正)

(指定案の通知)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項（条例第 6 条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、環境保護地区指定（変更・解除）案に係る通知書を交付することにより行うものとする。

(令 4 規則 4 9 ・ 一部改正)

(指定の告示等)

第 4 条 条例第 5 条第 3 項に規定する規則で定める標識は、環境保護地区指定標識(様式第 1 号)とする。

(令 4 規則 4 9 ・ 一部改正)

(指定の変更及び解除)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める場合とは、次の各号のいずれかの場合とする。

(1) 相続により所有者等に変更があった場合で次のいずれかに該当するとき。

ア 当該環境保護地区を相続した者（以下この号において「相続人」という。）から経済的な理由による解除の申出があったとき。

イ 当該相続があった日から５年以上を経過している場合で相続人から解除の申出があったとき。

(2) 売買等により所有者等に変更があった場合で、当該変更から５年以上経過し、当該環境保護地区の新たな所有者等から解除の申出があったとき。

（平１５規則３１・追加、**令４規則４９・一部改正**）

（環境保護地区内における行為の届出）

第６条 条例第９条の規定により届出をしようとする者は、環境保護地区内行為届書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、土地利用現況図及び土地利用計画図

(2) その他市長が必要と認める書類

（平１５規則３１・旧第５条繰下、**令４規則４９・一部改正**）

（環境保護地区内の土地の権利移転等に係る届出）

第７条 環境保護地区内の土地に係る権利の移転を受け、又は権利を承継した者は、速やかに環境保護地区に係る権利移転等届を市長に提出しなければならない。

（平１５規則３１・旧第６条繰下、**令４規則４９・一部改正**）

（環境保護地区内の届出を要しない行為）

第８条 条例第９条に規定する規則で定める通常管理行為その他の行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が１０平方メートル以下のもの

(2) 社寺境内地又は墓地における鳥居、燈籠、墓碑等の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の面積の合計が１０平方メートル以下のもの

(3) 面積が１０平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが１．５メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの

(4) 次に掲げる木竹の伐採又は移植

ア 建築物の敷地内で行う庭木の剪定又は移植

イ 間伐、除伐等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

- ウ 枯損した木竹若しくは危険な木竹の伐採又は枝おろし
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 果樹その他農業用に栽培した木竹の採取又は更新のための伐採
 - カ 仮植した木竹の剪定又は移植
 - キ 測量、実地調査又は保守の支障となる木竹の伐採
- (5) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (7) 農業又は林業を営むため行う、幅員が2メートル以下の用排水施設、農道若しくは林道の新設又は改良。ただし、これらの改良においては、改良後の幅員が2メートル以下であること。

(平15規則31・旧第7条繰下)

(環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)

第9条 条例第9条第5号の規則で定める環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 樹木に著しく影響を及ぼすおそれのある程度の量の表土を採取し、又は薬剤を散布すること。
- (2) 自然の生態系に著しく影響を及ぼすおそれのある動植物を移入又は移植すること。

(平15規則31・旧第8条繰下)

(保存樹木等の指定基準)

第10条 条例第13条第1項の規定による保存樹木等の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保存樹木等として指定する場合の基準は、名木、巨樹又は珍しい木であつて、かつ、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.3メートル以上であるもの
 - イ 樹高が13メートル以上であるもの
 - ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であるもの
 - エ はん登性樹木で、枝葉の面積が25平方メートル以上であるもの
- (2) 保存樹林として指定する場合の基準は、その樹林の存する土地の面積が300

平方メートル以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

ア 神社、寺院等の建築物又は遺跡と一体となって伝統的又は文化的意義を有するもの

イ 風致又は景観が優れているもの

ウ 住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

2 条例第13条第2項の規定により保存樹木等の所有者等の同意を得るときは、保存樹木等指定同意書によるものとする。

3 条例第13条第3項に規定する規則で定める標識は、保存樹木等指定標識（様式第2号）とする。

（平14規則72・一部改正、平15規則31・旧第9条繰下、令4規則49・一部改正）

（保存樹木等の届出）

第11条 条例第14条第1項及び第2項の届出をしようとする者は、保存樹木等に係る届を市長に提出しなければならない。

（平15規則31・旧第10条繰下、令4規則49・一部改正）

（事前協議を必要とする規則で定める行為）

第12条 条例第16条に規定する規則で定める行為とは、次に掲げるものとする。

(1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に規定する宅地造成区域内において行われる宅地造成に関する工事（自己の居住用の住宅のための工事を除く。）

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物等の建築（当該建築物等の敷地の面積が500平方メートル以上のものの建築に限る。）

（平15規則31・追加）

（事前協議の手続）

第13条 条例第16条の規定により事前協議を行おうとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 条例第16条の開発行為を行おうとする者 開発行為における緑に関する申請書及び次に掲げる図書

ア 位置図、現況平面図及び計画平面図

イ その他市長が必要と認める書類

- (2) 前条第1号に規定する工事を行おうとする者 宅地造成に関する工事に伴う
緑に関する申請書及び次に掲げる図書

ア 位置図、現況平面図及び計画平面図

イ その他市長が必要と認める書類

- (3) 前条第2号に規定する建築を行おうとする者 位置図及び計画平面図

(平15規則31・追加、令4規則49・一部改正)

(助成等)

第14条 条例第21条第1項の交付金等を受けようとする者は、環境保護地区指定交付金の申請にあつては環境保護地区指定交付金申請書を、環境保護地区保護協定協力金の申請にあつては保護協定協力金申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、交付の決定を行ったときは、環境保護地区交付金等決定通知書により通知するものとする。

3 交付金等の額は、次のとおりとする。

(1) 環境保護地区指定交付金 当該土地に課税される固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の合計額に相当する額

(2) 環境保護地区保護協定協力金 当該協定に係る緑地の存する土地の面積に、1平方メートル当たり25円を乗じて得た額（その額が10,000円に満たないときは、10,000円）

4 交付金等の対象となる期間は、環境保護地区を指定した日又は保護協定を締結した日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該指定又は解除した日の属する月の前月（その日が月の末日に当たる場合は、当月）までとする。

5 前各項に定めるもののほか、交付金等に関し必要な事項は、市長が定める。

(平15規則31・追加、令4規則49・一部改正)

(身分証明書)

第15条 条例第24条第3項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）とする。

(平15規則31・旧第12条繰下・一部改正、令4規則49・一部改正)

(書類の様式等)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載す

べき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(令4規則49・追加)

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平11規則49・旧第20条繰上、平15規則31・旧第13条繰下、
令4規則49・旧第16条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 熊本市保存樹木等の指定基準を定める規則（昭和49年規則第42号）は、廃止する。

附 則（平成4年4月30日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第38号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第6号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年6月25日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月26日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第31号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日規則第49号）

この規則は、令和4年9月30日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（平 1 4 規則 7 2 ・一部改正、令 4 規則 4 9 ・旧様式第 2 号繰上）

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

（平 1 4 規則 7 2 ・一部改正、令 4 規則 4 9 ・旧様式第 6 号繰上）

様式第 3 号（第 1 5 条関係）

（平 1 5 規則 3 1 ・旧様式第 9 号繰下 ・一部改正、令 4 規則 4 9 ・旧様式第
13号繰上）